

職員の処分について

職員の処分をしましたのでお知らせいたします。本件につきまして、市民の皆様にご迷惑をおかけし、深くお詫び申し上げます。

「職員の加害行為」に係る処分

項目	内容
処分を受けた職員	こども・若者未来局 こども・若者支援課 児童育成支援補助員（会計年度任用短時間勤務職員）（47歳）
事案の概要	当該職員は、令和5年2月10日（金）午後3時35分頃、中央区にある市立児童クラブにおいて、注意に従わなかった児童（小学校1年生男児）に対し、養生テープで脚部及び手首を縛る加害行為を行ったもの。
処分の内容	減給1か月（報酬額の10分の1）
処分年月日	令和5年3月30日

上記事案の管理監督責任に伴う処分

項目	内容	
処分を受けた職員 及び処分の内容	こども・若者未来局 参事（兼）こども・若者支援課長	文書訓告
	こども・若者未来局 こども・若者支援課総括副主幹	文書訓告
処分年月日	令和5年3月30日	

問い合わせ 人事・給与課
電話 042-769-8213